

がん患者 ウィッグ購入等費用助成事業

文京区では、がん患者の方の身体的・心理的な負担や社会生活上の不安を和らげるため、ウィッグ購入等費用の一部を助成します。

■助成対象者（申請の日時点で次のすべてに当てはまる方）

- 申請日の時点で文京区に住所を有する方
- がんと診断され、治療を行っている方
- がん治療に伴う脱毛、乳房の切除等により、補整具が必要な方
- 本事業において助成金の交付を2回以上受けたことがない方



■助成対象品

- ウィッグ（皮膚を保護するためのネット、医療用帽子等）
- 胸部補整具（補整下着、補整用シリコンパッド、人工ニップル等）
- 眉毛ケア用品（つけ眉毛等）
※1回の申請で対象となるものは1商品
※複数まとめての申請は不可（ただし、まゆ毛ケア用品のみ複数まとめて申請可能）

■助成金額・回数

- 助成対象品の購入、レンタル、リース、定額利用にかかった費用（上限10万円）
※費用が10万円未満の場合はその額
- 1人2回まで
※口座への入金まで、助成決定から1か月前後かかることがありますので、ご了承ください。

■申請期限

- 助成対象品を購入、レンタル、リース、定額利用した日から1年以内

■申請に必要な書類（下記をすべてそろえてください）

必要書類		注意事項など
文京区ウィッグ購入等費用助成申請書兼請求書	共通	文京区公式ホームページよりダウンロード又は健康推進課窓口にて入手
現在治療中であることが分かる書類（写し）		がんで治療中の診療科目で氏名・直近の受診日の記載がある書類（例）直近の領収書、直近の診療明細書等
補整具等を購入した日付（レンタル・リース・定額利用の場合はその利用開始日）及び金額の明細が分かる書類（写し）		申請者の氏名、購入日、金額、購入点数、助成対象商品名の記載がある書類 ※様式不問 ※内訳書や明細書の提出も可
脱毛の副作用がある抗がん治療等の受診を証する書類又は、手術療法により乳房の切除をしたことが確認できる書類（写し）	ウィッグや医療用帽子、眉毛ケア用品の場合	氏名、脱毛の副作用がある抗がん剤名の記載がある書類 （例）診療明細書、お薬手帳、治療方針計画書等
	胸部補整具の場合	氏名、乳房切除術を受けたことが分かる記載がある書類（例）診療明細書、お薬手帳、治療方針計画等



文京区



申請方法など詳しくは裏面へ

申請方法

必要書類を準備の上、次のいずれかの方法により提出して下さい。

- 下記のフォームに必要事項を入力し、申請してください。

電子申請

<https://logoform.jp/form/6KSu/245889>



▲電子申請フォーム

- 申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて、提出してください。

持参・郵送先

〒112-8555 文京区春日1-16-21
文京保健所健康推進課 福祉保健政策推進担当（文京区役所 8階）
※未成年の場合を除き、申請者は治療を受けた方と同一である必要があります。
実際に持参いただく方は当人でなくて構いません。

FAX

☎ 03 (5803) 1355

注意事項 Q & A



Q 助成対象商品の領収書等には何の記載が必要ですか？

様式は問いませんが、下記のすべてが確認できるものをご用意ください。

- ①申請者のフルネーム
- ②購入日やレンタル開始日
- ③対象となるウィッグや胸部補整具等の金額、購入点数、商品名の記載

領収書見本	
①申請者のフルネーム	文京 太郎 様
②購入日	●年●月●日
領収書	
¥62,000 -	
但し、ウィッグ (品番〇〇-××) として	
③対象となるウィッグや胸部補整具の金額、購入点数、商品名を確認できる記載	領収書の但し書きについて 【○】「医療用ウィッグ1点分として」購入点数を確認できるため可。 【×】「医療用ウィッグとして」商品名のみ記載では、購入点数を確認できないため、不可。
※領収書から確認できない場合は、納品書や明細書の添付も可。	
〇〇ショップ 〇〇区△△1-2-3	

Q 手術や抗がん剤の施術を受けたのは2年前になりますが、対象になりますか？

手術や抗がん剤の施術日は問いませんが、現在も治療（定期健診を含む）を行っており、購入やレンタル等した日から1年以内の商品が対象です。

区公式ホームページでも、申請方法を詳しくお知らせしています。
申請書のダウンロードもできます。

文京区 がん患者支援



▲区公式HP

問合せ先



文京区保健衛生部健康推進課 福祉保健政策推進担当
TEL : 03-5803-1231 FAX : 03-5803-1355



文京区

